

習志野市農業委員会総会議事録

平成23年第7回習志野市農業委員会は平成23年7月20日（水）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時より

1. 委員の出欠席 17名中 15名出席 欠席 2名

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 伊藤 和彦	2番 飯生 良	3番 吉野 吉雄
4番 中台 孝政	5番 斉藤 健次	6番 相原 和幸
7番 田久保 武士	8番 木村 静子	9番 市角 夏司
11番 織戸 正裕	12番 飯生 正己	13番 織戸 和行
14番 伊藤 豊	15番 海老原 健治	16番 佐々木 秀一

会長職務代理者 吉野 弘司

会 長 廣瀬 博

1. 議事録署名人 6番 相原 和幸 9番 市角 夏司

1. 議案審議結果

上 程 5件 承 認 5件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後4時30分

1. 付議事項

- ・議案第27号 標準処理期間の設定について
- ・議案第28号 下限面積の設定について
- ・議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- ・議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第31号 軽微な農地改良の届出書について

- ・報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>平成23年 第7回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は、17名中15名の委員の出席をいただいております。</p> <p>よって、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>尚、1番 伊藤 和彦 委員・15番 海老原 健治 委員より欠席の報告を受けておりますので、ご報告いたします。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>6番 相原 和幸委員、9番 市角 夏司委員、両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>相原委員につきましては、先月、議事録署名人をお願いするところでしたが、議会開催中で、欠席のため今月お願いするものです。</p> <p>本日の議案案件は、議案第27号「標準処理期間の設定について」から議案第31号の「軽微な農地改良の届出書」までの全5件でございます。</p> <p>それでは事務局、議案第27号「標準処理期間の設定について」、議案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。議案第27号標準処理期間の設定についてご説明致します。</p> <p>行政手続法第6条において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされている。</p> <p>このため、農地法に係る標準事務処理期間の設定について、以下のとおり提案いたします。</p> <p>根拠法令 農地法第3条第1項（農業委員会許可事案） 標準処理期間 15日</p> <p>《設定理由》</p> <p>行政手続法に伴う標準処理期間の目安が4週間とされていることを踏まえ、農</p>

<p>議 長</p>	<p>地法第3条の許可事務に係る標準処理期間は30日以内としている。</p> <p>そのため、各農業委員会はこの範囲内で個々の標準処理期間を定め、ホームページ等で公表することとなっている。</p> <p><申請から許可書発行までの一般例></p> <p>6日～10日 受付</p> <p>14日 企画委員会・現地調査</p> <p>21日 総会</p> <p>※6日に受付し、21日付けで許可書を発行した場合の期間は15日となる。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局ご苦労さまでした。</p> <p>この後、質疑に入りますが、ご質問等のある方は挙手願います。質疑等がなければ採決に入りたいと思いますが、その前に、事務局より補足説明があれば 願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。なぜ今回このような審議をすることになったかと申しますと、平成23年度農地調整班懸案事項という文書が23年4月に、農水省経営局構造改善課より発令されまして、その中で留意点として農地法第3条許可事務の適正化・透明化という事に関して対処せよ。ということで、7項目ありましたが、今回総会で審議するのが議案第27号と第28号ということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局ありがとうございます。</p> <p>ご質問等のある方は挙手願います。</p> <p>・・・ないようですので、議案第27号について裁決に入りたいと思います。</p> <p>議案第27号「標準処理期間の設定について」裁決いたします。</p> <p>賛成の方の同意を求めます。</p> <p>賛成の方は、挙手願います。・・・</p> <p>全員賛成を持ちまして、可決承認いただきましたので、習志野市の農地法第3条の標準処理期間は、原案のとおり可決いたしました。</p> <p>よって、今月中に農業委員会のホームページ掲載し、広く市民や農家の方々に周知方、宜しく願います。</p> <p>続いて、議案第28号「下限面積の設定について」</p>

	<p>事務局より、議案説明を求めます。</p> <p>議案第28号下限面積の設定についてご説明致します。</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっており、また、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。</p> <p>このため、今年度の下限面積の設定について、以下のとおり提案いたします。</p> <p>《下限面積》</p> <table data-bbox="518 846 845 929"> <tr> <td>現行</td> <td>35アール</td> </tr> <tr> <td>提案</td> <td>35アール</td> </tr> </table> <p>《提案理由》</p> <p>農地法施行規則第20条第1項第3号の規定により、農業委員会が定めようとする別段の面積は、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が全体の4割を下回らないように算定することとされている。</p> <p>2010農林業センサスより、習志野市内で40a以上の農地を所有し、露地野菜等を耕作している農家数は6割を超えることが予測されるため、35aが妥当であると判断し、提案するものです。</p> <p>下限面積とは、農地を借りるとか買うとかいうときに最低その広さの農地がないと許可の要件に満たないということです。</p>	現行	35アール	提案	35アール
現行	35アール				
提案	35アール				
<p>議長</p>	<p>事務局ご苦労さまでした。</p> <p>この後、質疑に入りますが、ご質問等のある方は挙手願います。</p>				
<p>吉野(吉)委員</p>	<p>この案件は昨年もやりましたよね</p>				
<p>事務局</p>	<p>はい。21年12月にやりました。22年はやっていません。</p>				
<p>織戸(正)委員</p>	<p>下限面積の設定については、年度で区切るのではないのですか。</p>				
<p>事務局</p>	<p>本来は年度ですが、今回は県の方から7月末までにと指導があり急遽総会にかけることになりました。</p>				

織戸(正)委員	来年からは年度末か年度初めにやるという事ですね。
事務局	はい。そうなります。3月の総会で審議し、次年度の4月から準用致します。
飯生(正)委員	近隣の市町村はどのようになっているのですか。
事務局	近隣については変更なしです。市川市は広いので地区によってそれぞれです。
市角委員	昨年実施された農林業センサスの数値を使用しているようですが、この農林業センサスの調査は5年おきに実施される調査である為、来年見直す時も同じ数値を使用することになるとと思いますが、その辺はいかがですか。
事務局	農林業センサスは5年間同じ数字なので、今年度は2010年統計の新しい数字でしたが、毎年審議していく場合同じ数字で5年間審議するよりも、次年度からは農業委員さんの意見を参考に皆さんで審議していきたいと思います。
議長	<p>よろしいですか。それでは、議案第28号について裁決に入りたいと思います。</p> <p>議案第28号「下限面積の設定について」裁決いたします。</p> <p>賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。・・・</p> <p>全員賛成を持ちまして、可決承認いただきましたので、</p> <p>習志野市の下限面積の設定につきましては、皆様と協議した結果、従来通り35アールと定める事にいたします。</p> <p>また、先程も事務局の説明のとおり</p> <p>毎年見直し、修正するとのことで、来年度もこの案件を取り上げる事になりますので、宜しくお願い致します。</p> <p>この件につきましても、農業委員会のホームページ掲載し、広く市民や農家の方々に周知方、宜しく申し上げます。</p> <p>続きまして、議案第29号に入る前に、皆様にお諮りいたします。</p> <p>議案第29号、第30号、第31号は関連がありますので、一括で議案説明および審議を行いたいと思いますが、</p> <p>宜しいでしょうか？</p> <p>なお、裁決につきましては、議案ごとに順次行いたいと思います。</p> <p>異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。</p>

それでは事務局、議案第29号の

「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書」より
議案第31号の「軽微な農地改良の届出書」についてまでを
順次、議案の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第29号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書に
ついて、ご説明致します。

申請者

【当初事業計画者】 【甲】 東京都千代田区●●●丁目●●番地●
●●●●●●株式会社

【承継者】 【乙】 千葉県船橋市●●●●番地●●
株式会社●●●●●●

《申請内容》

平成19年6月5日付け千葉県指令第62号の4で建売分譲住宅用地として農地法
第5条の規定による許可を受けた、千葉県習志野市●●●丁目●●●の農地
●●●㎡に係る【甲】の事業計画書を【乙】の事業計画書に変更するものです。

変更するにあたり、当初の事業計画の変更も併せて行うものです。

【当初計画内容（甲）】

- ・ 建売分譲棟数 . ●●棟
- ・ 全開発面積 . 1,981.98㎡（内農地 1,910㎡）
- ・ 区画当りの土地面積 . 138.0～138.3㎡
- ・ 建築面積 . 51.34～57.96㎡
- ・ 事業に係る経費 . ●●●●●●千円
- ・ 工事内容 . L型擁壁を設置し、盛土により拓盤の整地を行う。
盛土高（最高6.3mの盛土）●●棟で3,500㎡搬入。

【承継計画内容（乙）】

- ・ 建売分譲棟数 . ●●棟
- ・ 全開発面積 . 2,672.20㎡（内農地 2,006.8㎡）
追加新規（農地2筆103.18㎡含む）
- ・ 区画当りの土地面積 . 135.4～172.5㎡
- ・ 建築面積 . 51.34～57.96㎡
- ・ 事業に係る経費 . ●●●●●●千円
- ・ 工事内容 . 石積ブロック擁壁を活用し、切土により拓盤整備を行う
*土地の整備に係る費用の軽減によりエンドユーザーに

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>低価格に住宅の供給を図ることができる。</p> <p>*盛土に比べ切土は地盤が安定することとコストが下がっても構造計算上十分強度を保っている</p> <p>【ここまでの経過】</p> <p>平成19年4月総会で審議し、許可相当として県に進達。</p> <p>●●●株式会社と土地所有者 ●● ●● 他2名 (19年6月5日付け県より許可が下りる) 千葉県千振指令第62号の制限 以上です。</p> <p>続いて、議案30号の説明をお願いいたします。</p> <p>はい。議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。</p> <p>農地法施行規則第48条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>提出年月日 平成23年7月8日</p> <p>申請目的 建売分譲住宅(●●棟)</p> <p>許可を受けようとする土地</p> <p>地番 習志野市●●●丁目●●●番の一部</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 948㎡のうち69.84㎡</p> <p>譲受人 千葉県船橋市●●●●番地● 株式会社 ●●●●●●</p> <p>譲渡人 習志野市●●●●丁目●番●号 ●● ●●(持分1/3) 千葉市中央区●●●番●号 ●● ●●(持分1/3) 習志野市●●●●丁目●番●号 ●● ●●(持分1/3)</p> <p>許可を受けようとする土地</p> <p>地番 習志野市●●●丁目●●●番の一部</p> <p>地目 畑</p> <p>地積 1024㎡のうち33.34㎡</p> <p>譲受人 千葉県船橋市●●●●番地● 株式会社 ●●●●●●</p>
-----------------------	--

譲渡人	●● ●●
立地基準	第3種農地
転用計画	建売分譲住宅（●●棟）
【他法令等】	
開発行為	平成21年11月に取下げを行い、23年7月に開発行為を取りなおした。
残土条例	全体開発の計画変更により、当初盛土を予定していたが、切土となったため隣地の（地目：山林）に小規模埋立事業（一時堆積事業）手続を開発行為の29条申請時に行う。
埋蔵文化財	前回（平成19年4月）に、行っているので今回は証明書をつけなくても良いとの事、担当者と協議済み。
備考	議案第29号の計画変更、地位の承継について、計画変更で拡大された分の新規申請となるもの。 以上です。
	続いて、議案第31号 軽微な農地改良の届出書についてご説明致します 農地へのブロック工事等を実施するにあたり農業委員会に届出の提出があったので、受理通知の許可の発行について審議を求めます。
受付日	平成23年7月8日
申請目的	重量ブロック設置
申請者	習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●●（農業）
許可を受けようとする土地	習志野市●●●丁目●●●番の一部
地目	畑
面積	2,317㎡の一部
立地基準	第3種農地
改良理由	隣接農地と計画道路の高低差処理のため、重量ブロックを隣接農地側に設置し道路の雨水が農地に流入しないようにする （重量ブロック：高さ0～0.4m、延長72.5m）
隣接農地への被害防除等	前面道路との境界をブロックで仕切るため、隣接農地への被害はありません。
現地調査	平成23年7月14日
	以上です。

議 長	<p>事務局、ご苦労さまでした。 続きまして、現地調査報告を7番 田久保 武士委員より お願いします。</p>
田久保委員	<p>それでは、議案第29号、30号及び31号について、一括して調査報告をさせていただきます。</p> <p>調査は、平成23年7月14日に農業委員12名と事務局2名、現地で設計業者及び施行業者に立会っていただきました。</p> <p>申請場所については、●●●丁目と●●●丁目にまたがる傾斜地に●●棟の建売分譲を計画しているものです。</p> <p>現地調査に行かれた委員さんは、お分かりかと思いますが、地目は農地ですが、傾斜地ということもあって、耕作するには適さない場所ではないかと思ひますし、現況も雑草が繁茂しているような状態でした。</p> <p>当初、事業を計画した事業者は、擁壁を設置し、住宅の玄関を南側の高い部分からを予定していたようですが、計画変更によって、北側の低いところからの出入りとなっており、そのため、現在、本事業に隣接する●●さん宅の玄関が北側になっておりますので、計画している●●棟に並んで、出入りが同じ方向になると、建物の高さも、ほぼ同じ位置になるということで、●●さんにとっては、変更になったことにより、擁壁の圧迫感もありませんし、日当たりもその分確保されることで良かったと思ひます。</p> <p>議案第30号では、低いところと、高いところを行き来する場合、宅配便の車が容易に回れる道路構造にしなければならないこと、また、議案第31号では、被害防除策として雨水の流入を防ぐため重量ブロックを設置するということで、いずれも、やむを得ないものと考えますが、皆さんいかがでしょうか、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>田久保 武士委員 ご苦労さまでした。 つづいて、議案第29号～31号まで、一括して審議したいと思ひます。 事務局、補足説明等ございますか？・・・・・・・・</p>
事務局	<p>議案説明と田久保委員からの報告により、ほとんど説明していただきましたので、特にありませんが、変更前と変更後では、棟数、全体面積及び事業費などが変更となっており、中でも事業費が約●●千万安い計画となっております。 これは、擁壁を設置せず盛土から切土に変更したことによるもので、</p>

	<p>事業費が安くなることによって、住宅を購入される方たちにおいても、低価格で提供できるものと考えております。</p> <p>また、切土に変えたことによって、構造的にも地盤の強度が図られるのではないかなと思っております。</p> <p>以上で、補足説明とさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局ありがとうございます。</p> <p>何か、ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。</p>
<p>木村委員</p>	<p>議案第30号の埋蔵文化財は、前は大丈夫でしたが、今回はいいのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。議案第30号は面積が一部で狭いので前回全体を調査していますので、協議の結果今回はやらなくて良いとのことでした。開発区域内で工事を進めていく中で出た場合は、工事を中断して調査しなおします。</p>
<p>飯生(良)員</p>	<p>前回の調査はきちんとされていますよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。調査というのは試し掘りですので、出た場合には工事をストップして詳しく調べます。</p>
<p>議 長</p>	<p>木村委員よろしいですか</p>
<p>木村委員</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>織戸委員いかがですか。何かご質問ありますか。</p>
<p>織戸(和)</p>	<p>いいえ。前に3回調査を行っているので質問は特にありません。</p>
<p>中台委員</p>	<p>現地調査の内容や事務局の説明等を聞くと新しい内容に変更した方が良くと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第31号に関して補足ですが、道路をかなり削るので畑が高くなります。畑の土が道路に流れないように重量ブロックで防ぐわけですが、道路側にブロックを作れば今回の申請は必要ないのです。しかし、後々市が引き取る時には壊れやすいものや余分なものがあると引き取ることができません。そこで、農地側に作ることになり、今回の申請になりました。</p>

議 長

他に質問はありませんか。

・・・ないようですので、

そろそろ裁決に入りたいと思いますが、宜しいでしょうか？

それでは、裁決に入ります。

議案第 29 号

「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書」について賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

議案第 29 号は、全員賛成を持ちまして

許可相当と決し、県知事宛に意見書を付して進達いたします。

議案第 30 号

「農地法第 5 条の規定による許可申請」について裁決いたします。

賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

議案第 30 号は、全員賛成を持ちまして

許可相当と決し、県知事宛に意見書を付して進達いたします。

続きまして、議案第 31 号

軽微な農地改良の届出書について、

受理書を発行することに、賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

全員賛成を持ちまして議案第 31 号は、可決いたしましたので本日付けで、受理書の発行をお願いします。

本日の議案案件は、全て終了いたしました。

この後、報告第 13 号及び報告第 14 号でございますが、

皆様、既にご覧頂いているものと思いますが、

何か質問等がありましたらお願いいたします。

・・・ないようですので、本日の総会はこれで終了いたします
ご苦勞さまでした。

